

平成 22 年度学校支援地域本部事業

芦屋市での本部事業の役割

放課後・授業中を問わず学校活動を支援してくれるボランティアを育成する。
ボランティアと学校のニーズを結びつける。

実行委員会

委員 放課後子どもプラン運営委員会と同一メンバー

位置づけ (1) 放課後子どもプランは学校にかかわることで地域社会の成長を目指すことが目的であるが、学校へのかかわり方の部分で人材を育て学校と結びつけるのが本部事業。流れの一環であるので同じ委員会での協議が適切。

(2) 次年度から補助事業となるため事業の継続を検討する必要があるが、放課後子どもプランと一体的に運営する方法もあり、同じ委員会として総合的に判断したい。

22 年度の目標

学校でのボランティアを意識してもらう。

ボランティアの層を拡大する→たくさんの人が少しずつ。

リーダー・コーディネーターになる人を発掘する。

学校で隠れているニーズを発掘する。

22 年度の具体的な企画

① 学校での本に関するボランティアの周知と育成

「松井 るり子先生講演」1月28日（金）

→中学校での図書ボランティアや本の紹介ボランティア等につなげていく。

→いずれは部活動指導者発掘へ

最大の目標は中学校へのボランティア参入

② 頌栄短大学生による「ベープサート支援」10月22日（金）

→イベント支援ボランティア拡大

→**学生ボランティアの確保**

③ 精道小学校での学校地域連携促進事業での実践部分

→学校給食補助・体力づくり補助など授業中・放課後を問わず学校を支援するボランティアを増やす。

→**学校ニーズとの調整を図るコーディネーター設置**

④ 学校読み聞かせボランティアネットワーク

22 年度予算

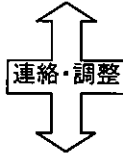
399,840 円

① 164,211 円 ② 10,000 円 ③ 158,849 円

④ 実行委員会謝礼 8,100 円×7+9,000 円=65,700 円 需用費 120 円×9=1,080 円

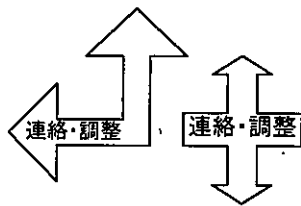
放課後子どもプラン事業
学校支援本部事業

芦屋市放課後子どもプラン運営委員会
芦屋市学校支援地域本部事業実行委員会

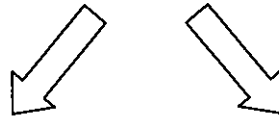


コーディネーター

学校
・学校長
(・教員)



・ボランティア
・地域支援者



小学校	
学校教育時間内	放課後
<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ ・環境整備 ・学習支援(外国語・実習等) ・給食補助 ・学校行事など 	<ul style="list-style-type: none"> ・校庭開放 ・異世代交流 ・読み聞かせ ・体力づくり ・学習支援 ・学習支援

芦屋市放課後プラン（子ども教室型放課後対策）事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内の各小学校区において、放課後や週末等に小学校施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点として「子ども教室」を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、芦屋市とする。

2 事業の実施については、芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則（昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号）第5条の規定により承認された団体その他の団体等に委託して行うことができるものとする。

（事業内容）

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもたち（本市在住の小学生とする。）の安全・安心な活動拠点（居場所）を確保すること。
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の場を提供すること。
- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等豊かな人間性を育むこと。
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティーを充実させること。
- (5) その他子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

（運営委員会）

第6条 この事業を円滑に運営するため、芦屋市放課後子どもプラン運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業の推進に関すること。
- (2) 事業における安全管理対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に関し必要な事項

兵庫県「学校支援地域本部事業」実施委託要綱

1 趣 旨

教員が子どもと向き合う時間を拡充するとともに、地縁的なつながりの希薄化などによる低下が指摘される「地域の教育力」を活性化するため、地域全体で学校教育を支援する体制を整備する。

2 委託業務の内容

- (1) 実行委員会の開催
- (2) 学校支援地域本部の設置

3 委託先

市町・市町教育委員会もしくは市町レベルで組織する実行委員会（以下、市町実行委員会等という。）とする。

4 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から同年度の3月4日までとする。

平成22年度 兵庫県「学校支援地域本部事業」の実施について県運用

(3) 実行委員会の開催

委託先である市町村教育委員会等は、域内の効果的な事業展開を図るため、学校支援事業の企画・実施、地域コーディネーター・学校支援ボランティアの養成、事業評価、域内学校への普及啓発等を行う。

(4) 実行委員会の構成

実行委員会の構成については、以下の構成例を参考とし、幅広い関係者の参画を得るよう留意すること。

なお、実行委員会は、地域の実情に応じ、実行委員会に代わりうる既存の組織等があるときは代替することができる。

【構成例】

行政関係者、学校教職員、PTA関係者、公民館関係者、地域の代表者、企業関係者、民間団体の関係者、学識経験者等

3 事業の実施

委託要綱2(2)に定める事業を行うにあたっては、地域全体で学校教育を支援することを通して、地域と学校の連携体制の構築を図ることを目的として、地域の実情に応じ、下記の事業を行うこと。

① 学校支援地域本部の設置

原則として、市町域を基本的な単位とする学校支援地域本部を設置する。

なお、地域の実情に応じて、各学校区毎の設置も可能とする。

(対象校：小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校等)

② 地域教育協議会の設置

学校支援地域本部において、学校長、教職員、PTA関係者、公民館館長、自治会長、商工会議所関係者等で構成する地域教育協議会を設置する。

なお、1市町1本部を設置する場合は地域教育協議会と実行委員会を兼ねることとする。

③ 実施内容

地域教育協議会を実施主体とする学校支援地域本部は、学校支援活動の企画、学校とボランティアの間を調整する地域コーディネーターの配置、学校支援ボランティア活動の実施、広報活動、人材バンクの作成、事後評価等を行う。